

熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前条第1項の」を削る。

第5条第2項中「いかなる事情があっても」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条の規定による減免をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、既納の入学料について準用する。

第7条第1項中「及び単位修得証明書」を「、単位修得証明書その他生徒の記録に係る証明書」に改め、同条第2項中「前項の証明書」を「同項の証明書」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（入学考査手数料等の減免）

第7条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、入学考査手数料及び入学料を減免することができる。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

災害等の理由による入学審査手数料及び入学料の減免をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。